



- 申告相談会場は原則、“**2月18日**”から開設しております。
- 署外会場を開設している場合、税務署での確定申告の相談は行っておりません。

●平成30年分確定申告の受付期間

所得税等	平成31年2月18日(月) ~ 平成31年3月15日(金)
個人事業者の消費税	平成31年1月4日(金) ~ 平成31年4月1日(月)
贈与税	平成31年2月1日(金) ~ 平成31年3月15日(金)

(注1) 所得税等の還付申告書は、上記の期間前でも提出することができます。

(注2) 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、相談・申告書の受付は行っていません。**一部の申告会場**では、**2月24日と3月3日**に限り日曜日も相談・申告書の受付を行います。

●平成30年分確定申告に係る納期限・振替日

	納 期 限	振 替 日
所得税等	平成31年3月15日(金)	平成31年4月22日(月)
個人事業者の消費税	平成31年4月1日(月)	平成31年4月24日(水)
贈与税	平成31年3月15日(金)	

(注1) 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。

(注2) 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。